

[事案 2019-54] 新契約無効請求

・令和元年 11 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の告知書偽造を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 12 月に契約した組立型保険と医療保険について、告知義務違反により解除されたが、自分は正しく告知した告知書を保管していることから、保険会社が保管している告知書は募集人が偽造したものである。告知書を偽造するような保険会社は信用できないため、平成 27 年 3 月に契約した 2 つの個人年金保険とあわせて、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

募集人が告知書を偽造したかどうかの真偽は定かではないが、契約を無効とし、既払込保険料の返還に応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、募集時の状況等を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。